

令和6年度「自動点呼機器導入促進」の助成金について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

鳥取県トラック協会では、運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等の普及促進を図ることを目的として、当該機器の取得費用の一部を助成いたしますので、ご案内いたします。

1. 申請受付期間

- (1) 受付期間 令和6年5月1日～令和7年2月20日
予算に達した時点で、締め切ります。

2. 申請対象者

鳥ト協の会員事業者で、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を、令和6年4月1日以降に契約もしくは利用開始したのに対し助成を行う。

3. 助成金額

対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む、除く消費税） 上限10万円。

但し、中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）の会員事業者は、上限10万円（全ト協助成金）を加算する。

申請台数は、1事業者あたり1台分を上限とする。

4. 申請時提出書類

- ① 自動点呼機器導入促進助成申請書
- ② 取扱店に支払った導入費用の領収書（写）
- ③ 契約書もしくはサービス利用申込書等（写）
- ④ 管理No.（シリアルナンバー）が記載された書類（写）（③に記載されている場合は、不要）
- ⑤ 国土交通省に届出をして受理された「乗務後自動点呼の実施にかかる届出書」（写）（受付印を確認）
- ⑥ Gマーク事業所は、有効期間内の認定書（写）

5. 実績報告期限 導入・支払完了後2か月以内
最終報告期限：令和7年2月28日（金）

6. 申請をされる方は、交付要綱・申請書類・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL：<https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694